議案第13号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について 令和6年3月28日提出

> 豊橋市教育委員会 教育長 山 西 正 泰

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則(平成26年豊橋市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

	T		
改正後			改正前
(休暇)	(休暇)	
第33条 (略)	第33条	(略)	
(在校等時間の上限等)			
第33条の2 教育委員会は、公立の義務教			
育諸学校等の教育職員の給与等に関す			
る特別措置法(昭和46年法律第77号)第			
2条第2項に規定する教育職員(以下こ			
の条において「教育職員」という。)の			
健康及び福祉の確保を図ることにより			
学校教育の水準の維持向上に資するよ			
う、その所管に属する学校の教育職員が			
業務を行う時間(公立学校の教育職員の			
業務量の適切な管理その他教育職員の			
服務を監督する教育委員会が教育職員			
の健康及び福祉の確保を図るために講			
ずべき措置に関する指針(令和2年文部			
科学省告示第1号)に規定する在校等時			
間をいう。次項において同じ。)から所			

定の勤務時間(同法第6条第3項各号に 掲げる日(豊橋市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例(平成7年豊橋市条例第 32号) 第10条第1項の規定により代休日 が指定された日を除く。) における正規 の勤務時間(職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例(昭和42年愛知県条例 第4号)第16条の規定により読み替えて 適用される同条例第8条第2項の規定 により勤務を命ぜられた時間を除き、同 項の規定により勤務させないこととし た他の日における時間を含む。) 以外の 正規の勤務時間をいう。次項において同 じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の 上限の範囲内とするため、教育職員の業 務量の適切な管理を行う。

- (1) 1月において45時間
- (2) 1年において360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1月において100時間未満
 - <u>(2)</u> 1年において720時間
 - (3) 1月ごとに区分した各期間に当 該各期間の直前の1月、2月、3月、

4月及び5月の期間を加えたそれぞ れの期間において1月当たりの平均 時間において80時間

- (4) 1年のうち1月において所定の 勤務時間以外の時間において45時間 を超えて業務を行う月数において 6 月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員 の業務量の適切な管理その他教育職員 の健康及び福祉の確保を図るために必 要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。